

懲戒処分等について

令和6年8月27日

次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1. 処分対象者及び処分内容

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
消防本部 友部消防署	消防副士長	25	男	停職6か月

2. 処分年月日

令和6年8月27日

3. 処分に至った事実の概要

職員は、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他正当な理由がないのに、氏名不詳者の指示のもと、後日融資を受ける約束で開設した銀行口座の暗証番号を伝えた上、キャッシュカードを指定された宛先に郵送した。これにより職員は、当初口座詐欺容疑で逮捕されたが詐欺容疑では不起訴となり、最終的に「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反」で起訴され、略式命令により罰金30万円の刑事罰を科された。

これらの行為は職全体の不名誉となる行為であり、職の信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき処分を行うものである。

4. その他

管理監督義務違反

消防長、消防次長、署長（令和5年度）、署長（令和6年度） 文書注意

5. 市長コメント

本事案につきましては、公務外とはいえ公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、全職員より一層の綱紀保持と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

【担当課】

笠間市 市長公室 人事課

課長 藤田 優

電話：0296-77-1101（内線550）